第二十七条　削除

（課税標準の金額）

第二十八条　申請人は、登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）別表第一第二十三号（七）及び（十）イに掲げる事項の登録に係る申請をする場合には、令第十八条の申請書（以下「申請書」という。）に令第十九条各号に掲げる事項のほか、その課税標準の金額を記載するものとする。

（漁船損害等補償法施行規則の一部改正）

第二十条　漁船損害等補償法施行規則（昭和二十七年農林省令第十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分のように改める。

改正後	改正前
（指定漁船調書の訂正の請求）	（指定漁船調書の訂正の請求）
第二十三条　令第七条第三項の規定による請求は、次の事項を記載して請求者が記名した書面に、証拠書類があるときはこれを添付し、都道府県知事に提出してしなければならない。	**第二十三条**　令第七条第三項の規定による請求は、次の事項を記載して請求者が記名押印した書面に、証拠書類があるときはこれを添付し、都道府県知事に提出してしなければならない。
一～五　（略）	一～五　（略）
2　（略）	2　（略）
（義務付保の同意があつた旨の届出）	（義務付保の同意があつた旨の届出）
第二十四条　法第百十二条の二第二項の規定による届出は、次の事項を記載した書面に法第百十二条第一項の同意がなされている令第六条第一項の書面を添え、これを都道府県知事に提出してしなければならない。	**第二十四条**　法第百十二条の二第二項の規定による届出は、次の事項を記載して発起人が押印した書面に法第百十二条第一項の同意がなされている令第六条第一項の書面を添え、これを都道府県知事に提出してしなければならない。
一～三　（略）	一～三　（略）

（水産資源保護法施行規則の一部改正）

第二十一条　水産資源保護法施行規則（昭和二十七年農林省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一号及び別記様式第二号中「印」を削る。

別記様式第三号中「（甲ニ入タヘシ）」及び「印」を削る。

（申請書の割印）

第二十七条　令第十八条の申請書（以下「申請書」という。）及びその添附書面には、各葉のつづり目に割印しなければならない。但し、申請人が二人以上であるときは、そのうちの一人が割印すればよい。

2　前項の割印がないものについては、担当職員が割印するものとする。

（課税標準の金額）

第二十八条　申請人は、登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）別表第一第二十三号（七）及び（十）イに掲げる事項の登録に係る申請をする場合には、申請書に令第十九条各号に掲げる事項のほか、その課税標準の金額を記載するものとする。